

# 【相談支援専門員になるための実務経験】

業務の範囲	業務内容		実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務  身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	a	平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
		b	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法に規定する居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業	5年以上
		c	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、その他これらに準ずる施設	
		d	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設（※1）、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これに準ずる施設	
		e	病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、iの国家資格を有する者、上記bからdに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。	
		f	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者	
		g	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
	(二) 直接支援の業務  身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務	h	1 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 2 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者 3 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	5年以上
			上記1～3に掲げる施設において、下記①～⑤の資格を有して直接支援業務並びにその指導 ① 社会福祉主事任用資格 ② 訪問介護員2級以上に相当する研修の修了 ③ 保育士 ④ 児童指導員任用資格者 ⑤ 精神障害者社会復帰指導員	
			上記①～⑤の資格に該当しない者で、1～3に掲げる施設の業務従事者	10年以上
	国家資格該当者	i	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	b～hの業務に従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格に従事した期間が5年以上

※1 老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

※2 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。